

福山市かんなべ市民交流センター建物総合管理業務委託仕様書

1 業務委託名

福山市かんなべ市民交流センター建物総合管理業務

2 業務委託場所

福山市神辺町大字川北 1 1 5 1 番地 1

3 業務対象施設

福山市かんなべ市民交流センター

4 業務委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

5 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「建築物衛生法」という。）に規定する特定建築物に関する建築物環境衛生管理基準に従い、空気環境の調整、貯水槽の清掃、給水の管理、鼠・昆虫等の防除及びその他環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置を行う。

また、維持管理業務の全般にわたり監督をする建築物環境衛生管理技術者を選任し、次の業務を実施するとともに、その結果を評価し、福山市かんなべ市民交流センター（以下「庁舎」という。）の衛生的環境の維持向上を図る。

設備機器については、定期保守点検（法令等で定める場合には、当該法令等の定める事項を満たす）を実施し、常に機器を良好な運転状態及び衛生的な環境の確保を図ることを目的とする。

6 実施対象業務

- (1) 建築物衛生法に基づく環境衛生管理業務
- (2) 室内空気環境測定業務
- (3) 飲料水水質検査業務
- (4) 受水槽点検清掃業務（清掃消毒・水質検査）
- (5) 害虫駆除業務
- (6) 自動ドア等定期保守点検業務
- (7) 消防用設備等保守点検業務
- (8) 電気錠保守点検業務
- (9) 空調設備保守点検業務（フィルター清掃のみ）

- (10) 防火設備保守点検業務
- (11) 建築基準法第12条第2項（建築物）及び第4項（昇降機以外の建築設備）法令点検業務
- (12) 業務用空調機器定期点検業務

7 建築物衛生法に基づく環境衛生管理業務（環境衛生管理技術者の業務）

- (1) 維持管理業務計画の立案（年間管理計画、月間管理計画）
- (2) 全般的指揮監督
- (3) 環境衛生管理に関する測定、検査の実施とその結果の評価
- (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- (5) 環境衛生管理に必要な意見の具申
- (6) 環境管理に必要な諸書類の作成
- (7) その他必要な業務

8 室内空気環境測定業務

(1) 一般的事項

庁舎の室内空気環境測定は、建築物環境衛生管理基準に準じて実施し、建物の室内空気環境の状況を把握するとともに常に衛生的管理を推進するものである。

(2) 測定方法

測定箇所は諸室の用途・規模、空調の方式や系統、居室のレイアウト等を考慮した上で、建築物全体の空気環境が十分に把握できるよう、建築物の使用実態に応じた選定をする。

測定点数は6ポイント（各階2ポイント）とし、測定位置は床上75cm～150cmの間で必ず一定した高さで測定する。

(3) 測定周期

表中1から6までの測定項目については、測定間隔は2ヶ月以内に1回、定期的（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に行うものとし、測定回数は各項目毎に1日2回（始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点）実施する。

(4) 測定を行う者の資格

測定を行う者は、建築物衛生法施行規則第26条第2号に定める空気環境測定実施者とする。

(5) 測定項目及び機器は次のとおりとする。

測定項目	測定機器等	管理基準
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μm のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10 μm 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1 m^3 につき 0.15 mg 以下
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の10 以下
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の 1000以下
4 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	17度以上28度以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6 気流	0.2 m/s 以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5 m/s 以下

(注) ア 表中1、2、3に掲げる管理基準値に適合しているかどうかの判定は、一日の使用時間中の平均値と基準とを比較して行うものとする。この平均値は始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値とする。比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とする。

イ 表中4、5、6に掲げる管理基準値に適合しているかどうかの判定は、居室の使用時間中は、常に基準に適合しているかどうかにより行う。

9 飲料水水質検査業務

(1) 一般的事項

建築物環境衛生管理基準に基づき、庁舎の飲料水及び給湯水の水質検査のため大綱を示すものであり、本仕様に明記されていない業務であっても発注者が必要と認めた業務は、その指示により委託金額の範囲内で誠実に実施するものとする。

(2) 検査対象

水道水及び給湯水の水質検査

(3) 検査項目

特定建築物における飲料水及び給湯水の水質検査

(4) 検査方法

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法

(5) 検査回数及び実施時期

次に掲げるものについて所定の回数

検 査 項 目		回 数
1 一般細菌	1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること	9月及び3月中で発注者の指示する日（2回）
2 大腸菌	検出されないこと	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下であること	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること	
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下であること	
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下であること	
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下であること	

38 塩化物イオン	200mg/L以下であること	9月及び3月中で発注者の指示する日 (2回)
40 蒸発残留物	500mg/L以下であること	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	
47 pH値	5.8以上8.6以下であること	
48 味	異常でないこと	
49 臭気	異常でないこと	
50 色度	5度以下であること	
51 濁度	2度以下であること	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	9月中で発注者の指示する日 (1回)
21 塩素酸	0.6mg/L以下であること	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	
23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	
26 臭素酸	0.01mg/L以下であること	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	

(注) 検査項目及び検査項目中の番号は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に掲げられた項目及び番号を記載しているが、建築物環境衛生管

理基準及び水質基準に関する省令に改廃が生じた場合には、改廃後の内容により実施するものとする。

10 受水槽点検清掃業務（清掃消毒・水質検査）

(1) 一般的事項

建築物環境衛生管理基準に基づき衛生的環境を維持するため定期的に点検及び清掃を行うものとする。

(2) 点検清掃機器

受水槽：24 m³（有効：18 m³）1回／年

加湿用補給水槽（200L）1回／年

(3) 清掃業務内容

ア 清掃作業

(ア) 水槽内の沈澱物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は水槽の材質に応じ適切な方法で行う。

(イ) 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行う。

(ウ) 清掃終了後、水道引込管の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにする。

イ 消毒

(ア) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。

(イ) 消毒薬は有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。

(ウ) 消毒は水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。

(エ) 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。

(オ) 消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

ウ 水張り

消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

エ 汚泥等の処理

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき適切に処理する。

オ 水質検査及び残留塩素の測定

水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽における水について次の表の測定を行う。

項 目	基 準	検査又は測定方法
色 度	5度以下であること	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
濁 度	2度以下であること	
臭 気 ・ 味	異常でないこと	
残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上	原則としてDPD法

11 害虫駆除業務

(1) 一般事項

ア この仕様書は、庁舎内の害虫駆除のための大綱を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないことはもちろん、実施に当たりすべての事項について発注者の指示に従い、誠実に実施するものとする。また、実施に当たり神辺市民サービス課（以下「発注者」という）と綿密な連携を図ること。

イ この仕様書でいう害虫とは、建築物衛生法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条の4に定める動物をいう。

(2) 業務内容

ア 害虫の駆除・防除

庁舎内（別紙図面参照：5, 750.52㎡）の害虫の駆除及び防除を行う。また、必要な箇所に薬剤の散布、残留処理、毒餌処理等を行うこと。

その内容は、害虫の発生の可能性が高い箇所（各階トイレ、各階湯沸室、ごみ集積所など）については定期的に、その他の箇所については、モニタリング調査等の結果に基づき発注者が指示する箇所に薬剤散布を行うこと。

イ モニタリング調査等

害虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに害虫による被害状況については、統一的調査を年2回実施すること。また、その調査結果を記載した報告書（各トラップごとに、トラップの配置場所、捕獲した害虫の種類、数量が分かるもの）を調査後、速やかに提出すること。

(ア) 歩行性昆虫トラップ、ねずみトラップ（ねずみ用無毒餌調査）を庁舎内に配置すること。配置に当たっては、最も効果的なポイントを発注者と協議の上選択する

こと。

(イ) 実施時期

第1回目：2026年6月6日

第2回目：2026年12月12日

害虫駆除実施日までにモニタリング調査等（範囲の協議、調査結果提出含む）を実施しておくこと。

(3) 施工方法及び時期等

施工方法、実施時期等については、次のとおりとし、防除作業終了後、施工箇所について目視するか必要に応じて、トラップ等を再度配置して害虫の生息調査を実施すること。ただし、実施時期については、変更する場合がある。

施工箇所	対象種	処理方法	実施時期等
各階トイレ（地階を除く）、各階湯沸室、各課のごみ箱及び冷蔵庫周辺	ゴキブリ、ハエ、蚊等	次に掲げる方法を発注者と協議の上、最も効果的な方法を選択して行うこととする。 （空間処理） 薬剤を噴霧器（ミスト、ULV機）で均一に噴霧する。 （残留処理） 薬剤を害虫生息、活動場所に乳剤等を用いた処理を行うものとする。 （毒餌処理）	・ 11の(2)のイの(イ)のとおり ・ 上記に加えて、害虫の発生した場合及びそのおそれがある場合に発注者と協議のうえ、随時実施する。
庁舎内外の必要な箇所（モニタリング調査の結果を受けて、実施箇所を指定する。）	ゴキブリ、ハエ、蚊等	上記の方法に準じて行うこととする。また、モニタリング調査結果でゴキブリ、ねずみ等の害虫が捕獲された場合、基本的には当該スペース及びその周辺で害虫の動線となっている部分へ、残留処理等、最も効果的な処理をすることとする。	・ 第1回目のモニタリング調査の結果、必要に応じて、11の(2)のイの(イ)のとおり実施する。 ・ 第2回目のモニタリング調査の結果を受けて、発注者の指定する日時に実施する。 ・ 上記に加えて、害虫が発生した場合及びそのおそれがある場合に発注者と協議の上、随時実施する。

(4) 使用する薬剤について

ア 一般的事項

防除作業に際し、殺虫剤を使用する場合には、以下の点に留意すること。

(7) 薬事法（昭和35年法律第145号）の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を

用いること。

- (イ) 低臭性低毒性のものを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の基準に従い、最も効率的で低価な薬剤を使用すること。
- (ウ) 作業終了後は、庁舎の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。

イ 使用例

薬剤については、原則として、次の薬剤を使用するものとする。また、受託者は、別の薬剤を使用する場合は、本業務の目的を十分に考慮し、適切な薬剤を適切な方法で使用し、十分な効果が得られるように務めなければならない。その場合、発注者とあらかじめ、協議するものとする。

- (ア) 発生源（湧水槽を除く。）に対しては、エクスミン水性乳剤2～4倍液を適量空中散布（ULV施工）し、さらに水性ゴキラート乳剤「ES」20倍液を壁面立ちあがり部分に適量噴霧（残留処理）すること。また、湯沸室、ごみ集積所及びその他の必要とする場所については、さらに食毒剤処理を行い、使用薬剤の有効期限を目安に定期的に交換すること。
- (イ) 害虫類に対する緊急薬剤は、ヒドラメチルノン15%ジェル製剤を必要な箇所に塗布し、エクスミン水性乳剤（ULV施工）を噴霧し、水性サフロチン乳剤「ES」を散布する。
- (ウ) 鼠族に対する緊急薬剤は、ワルファリン0.1%のブロック餌とクマラトラリル0.75%添着用殺鼠剤を床に設置する。

(5) 作業上の留意点

作業に当たっては、次の点に十分配慮の上、実施するものとする。

ア 施工上の注意点

- (ア) 飲食物、植物、精密機械機具、電気機器、医療器具、図書、プラスチック製品など、薬剤により動植物に危害を及ぼしたり、精密機械等の機能劣化、変質を生じたりするようなものには、薬剤などが付着しないように十分に注意すること。必要に応じ、ビニールシートによる養生処理等の対策を行うこと。
- (イ) 電気設備付近での作業は、防除機器が設備に接触しないように注意するとともに、配電盤とコンセントには液状の噴霧処理をしないこと。
- (ウ) 薬剤の搬入、調合及び保管については、薬剤が外部に流出しないよう適切な処置を講じること。
- (エ) 作業終了後は、速やかに養生撤去処理を行い、使用機器、害虫の死屍等を回収、撤去すること。
- (オ) 使用後の薬剤容器は、残液を多量の水で洗浄した後、施行業者の責任において、処分すること。

(カ) 作業従事者には、適切な防護具を使用させる等、作業従事者の安全管理に努めること。

イ 庁舎管理上の留意点

(ア) 作業実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故の発生することのないよう十分注意すること。

(イ) 薬剤散布後、安全が確かめられるまで入室を禁じる等、事務室利用を制限すること。

(ウ) 作業終了後には、移動した机、イス等の物品を元に戻すこと。

(エ) 作業に当たり、各室等の鍵を借りたときは、その管理を厳正に行うとともに、作業が完了したときは、その報告書とともに遅滞なく鍵を返還すること。

(オ) 作業員は、作業に当たり防除業務に専念し、必要以外の場所に立ち入ることや、みだりに、書類に手を触れる等必要以外の行為をしないこと。

(6) 汚染防止

薬剤の使用に当たっては、書類、器物、衣類等を汚染しないよう特に留意すること。

(7) 実施の確認

業務終了直後の確認日から30日以内に効果の確認を受け、駆除効果の少ないときは手直しすること。

(8) その他注意事項

ア 薬剤、器具等は、引火性、発火性の強い製品を使用しないこと。

イ 温湿度調整等をしている室については、扉、窓等の開閉は、発注者の指示に従うこと。

ウ 作業区域への立ち入り禁止等の処置を立札等で行うこと。

エ ULV等の薬剤を使用する場合は、立会者に必要なもの（防毒マスク等）を用意すること。

12 自動ドア等定期保守点検業務

(1) 定期保守点検機器

機 器 名 称	数 量	単 位
自動ドア（片引き）	7	個所
自動ドア（両引き）	7	個所
防煙垂壁（煙感連動有）	1	個所
電動シャッター（煙感連動無）	1	箇所

(2) 定期保守点検仕様

ア 定期保守点検回数

3回／年（フルメンテナンス）

イ 定期保守点検内容

- (7) 自動ドア本体（モータ、減速機、ベルト等）点検調整
- (4) 本体取付部、レール、吊車、ドアベルト、チャンネル取付部の点検調整
- (7) 起動スイッチ作動状態点検調整
- (E) 制御操作部作動状態点検調整
- (オ) 運転状態の総合調整
- (カ) 点検の結果、必要に応じ補修または改修を行う

13 消防用設備等保守点検業務

(1) 定期保守点検機器

ア 消火器	一式	イ 屋内消火栓設備	一式
ウ 自動火災報知設備	一式	エ 非常警報設備	一式
オ 誘導灯設備	一式	カ 避難器具設備	一式
キ 自家発電設備	一式		

(2) 定期保守点検仕様

ア 定期保守点検回数

機器点検	2回/年
総合点検	1回/年

イ 定期保守点検内容

消防法（昭和23年法律第186号）、並びに同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく消防庁告示に定めるところによる他、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法、並びに点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。

消防設備機器明細表

区分	設備機器名	種別	数量
1 消火器			
1)	粉末消火器	加圧式 ABC10型	33本
2 屋内消火栓設備			
1)	加圧送水装置		1組
2)	制御盤		1面
3)	消火栓		12組

区 分	設 備 機 器 名	種 別	数 量
4)	起動用スイッチ		12個
5)	表示灯		12灯
6)	音響装置		12組
7)	表示盤		12窓
8)	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		1組
9)	呼水装置		1組
3 自動火災報知設備			
1)	受信機	P型1級 回線数 自火報28・防排煙13・ 諸警報7・予備12	1面
2)	副受信機	P型1級	1面
3)	感知器	差動式スポット型2種	123個
4)	感知器	差動式スポット型（防水型） 2種	2個
5)	感知器	定温式スポット型（60℃） 特種	13個
6)	感知器	定温式スポット型（60℃ 防水型）特種	11個
7)	感知器	定温式スポット型（70℃ 防水型）1種	7個
8)	感知器	光電式スポット型2種	32個
9)	感知器	光電式スポット型1種	18個
10)	感知器	定温式スポット型（70℃ 防爆型）	3個
4 非常警報設備			
1)	増幅器操作部		1台

区 分	設 備 機 器 名	種 別	数 量
2)	スピーカー回線		138個
3)	遠隔操作部		1台
5 誘導灯設備			
1)	誘導灯		52灯
6 避難器具設備			
1)	緩降機		2組
7 自家発電設備			
1)	発電機実負荷試験		1台

14 電気錠保守点検業務

(1) 定期保守点検機器

ア 電気錠制御盤 一式（1階防災センター内）

イ 電気錠設置扉 3箇所

(2) 定期保守点検回数

1回／年

(3) 定期保守点検内容

ア 電源回路の点検（絶縁測定含む）

イ インターロック回路等の制御状態確認調整

ウ 運転電圧、電流の測定

エ 扉側電気錠の動作確認、調整

オ 総合点検調整

カ その他必要な点検及び調整

15 空調設備保守点検業務（フィルター清掃のみ）

(1) 定期清掃項目

	清 掃 箇 所	数 量	単 位
1	全熱交換器点検フィルター洗浄作業	55	台
2	空調機点検フィルター洗浄作業	77	台
3	ガラリ脱着フィルター洗浄作業		

4	1階 エントランスホールサロン	2	枚
5	1階 湯沸室	1	枚
6	1階 前室	1	枚
7	2階 湯沸室	1	枚
8	2階 通路3	1	枚
9	3階 創作室	1	枚
10	3階 湯沸室	1	枚
11	3階 吹抜	1	枚

(2) 定期清掃回数

2回/年（冷房切替時及び暖房切替時）

(3) フィルター清掃内容

- ア 掃除機等で十分にホコリを吸い取る。
- イ ブラシ等でフィルターを水洗いする。
- ウ ドライヤー等で乾かす。
- エ 天日干しをする。
- オ 乾拭きをする。

16 防火設備保守点検業務

(1) 定期保守点検機器

	機 器 名 称	数 量	単 位
1	電動シャッター（煙感連動）	9	個所
2	手動シャッター（煙感連動）	6	個所
3	防火戸（煙感連動）	1	個所

（注） 関連する感知器及び連動制御器の点検を含む。

(2) 定期保守点検仕様

ア 定期保守点検回数

外観機能点検 2回/年

総合点検 1回/年

イ 提出する点検報告書は次のとおりとする。

(ア) 定期点検報告書

(イ) 施設概要

(ウ) 不具合の状況表

(エ) 点検結果表（防火戸）

(オ) 点検結果表（防火シャッター）

(カ) 写真報告書

(注) 各様式は、本市より提示する。

ウ 点検資格者は一級建築士、二級建築士、防火設備検査員とする。

- 17 建築基準法第12条第2項（建築物）及び第4項（昇降機以外の建築設備）法令点検業務
建築基準法第12条第2項及び第4項の点検について、法令に基づき必要とされる点検資格を有する者が点検を行い、本市指定の様式にて毎年1回点検結果を報告するものとする。ただし、打診による外壁点検などは記入を省くことができるものとする。

18 業務用空調機器定期点検業務

(1) 一般的事項

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき業務用空調機器等の定期点検を行う。点検後は、機器毎に「点検記録簿」を作成し、発注者へ報告する。また、フロンガスの漏えいや機器の異常を確認した場合は、直ちに発注者へ報告する。

(2) 対象機器

機器名称	数量	単位
漏えい点検（室内機）	76	個所
漏えい点検（室外機）	6	個所

(3) 定期点検内容及び頻度

圧縮機定格出力7.5kw以上の機器を対象とし、年に1回行う。点検は、有資格者による目視確認等及び直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法により検査を行う。有資格者の資格要件については、次のいずれかとする。

ア 冷媒フロン取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、（一財）日本冷媒・環境保全機構）

イ 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

(ア) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

(イ) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

(ウ) 冷凍空気調和機器施工技能士

(エ) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

(オ) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

ウ 十分な実務経験（3年以上）を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

19 従事者名簿及び緊急連絡先

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに業務を総括する主任者及び従事者名簿を提出するこ

と。

(2) 受注者は、契約締結後、速やかに緊急連絡先を提出すること。

20 緊急対応

緊急な修理等の際し、発注者から連絡があった場合は、受注者は直ちに業務担当者を派遣し、適切に対処するものとする。

21 業務計画書

受注者は、業務の実施にあたり、実施体制、実施工程など、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した計画書を発注者に提出し、必要に応じ協議するものとする。

22 報告

(1) 受注者は、点検等の結果を報告書に記入し、作業終了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、点検状況及び支障の状況を示す写真及び図面を添付すること。

(2) 受注者は、点検等の結果、設備や機能等に異常があると認めた場合は、速やかに発注者に報告し指示に従うものとする。また、とるべき必要な措置を報告書に記入し、発注者に提出するものとする。

23 費用負担

(1) 点検に必要な工具、機材、消耗品類及び法定検査料等はすべて受注者の負担とする。

(2) 保守に必要な消耗部品又は、材料油脂等は受注者の負担とする。

(3) 保守点検及び修理のための交換部品は、発注者、受注者の協議により決定するものとする。

24 危険防止の措置

受注者は、受託業務の遂行にあたり、常に安全確保に努め、危険な場所には必要な安全処置を講じ、事故発生を防止するものとする。

25 業務委託料の変更

業務委託料を変更する場合には、その変更すべき業務委託料は、福山市の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を福山市の変更設計金額に乗じて得た額とする。

26 業務委託料の支払等

(1) 業務委託料は、実施した業務に対して毎月支払うものとする。

- (2) 発注者は、請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

27 その他

- (1) 受注者は、受託業務を遂行するうえで、その詳細について必要があれば、適時発注者と協議してその指示に従うものとする。
- (2) 定期点検、保守及び運転等の作業にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。定期点検、保守及び運転等の作業を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施設管理者に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止する。
- (3) 受注者は、保守点検の実施にあたり、設備備品等その他の造営物をき損した場合は、発注者に報告すると共に速やかに原形に復帰しなければならない。
- (4) 業務上知り得た秘密、個人情報等を他人に漏らさないこと。契約期間終了後も同様とする。